

季刊

労働おきなわ

2009 Spring

No.105



沖縄県観光商工部雇用労政課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

■ Relay Essay

- 沖縄県労働委員会事務局長 比嘉 久晶 1
- 平成20年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況 2
- 「平成20年度ワーク・ライフ・バランスセミナー」開催される 3
- 平成20年度沖縄型ジョブシャドウイングモデル事業実施状況 4

■ INFORMATION

- ・「沖縄県雇用再生特別事業基金」及び「沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金」の創設について 5
- ・平成21年度前期技能検定受検案内 6
- ・「平成21年度前期技能五輪沖縄県予選大会」参加希望選手募集 7
- ・両立支援助成金活用法・核世代再チャレンジ雇用奨励金事業 8
- ・中小企業退職金制度のお知らせ 9
- ・仕事と生活の調和について・労働基準法における管理監督者の範囲の適正化のために 10
- ・次世代育成支援対策推進法が改正されます 11
- ・平成21年度から年度更新の申告・納付時期が変わります 12
- ・改正石綿救済法について 13
- 労働相談 14
- 平成20年取扱事件の概況について 15
- 労働経済指標 16



◀表紙の写真

緑色のアーサを収穫する
風景は春の訪れを感じさせます。

奥武島（南城市）にて
写真提供：比嘉 盛昭

裏表紙は
世界遺産に登録されている
読谷村の座喜味城跡です。



今だからこそ

「チョットゼイタク」してみませんか！

沖縄県労働委員会事務局長 比 嘉 久 晶

米国に端を発する金融危機は、世界を激しく揺さぶり、各国の経済に深刻な影響を与えていました。アメリカを始め、各国での需要の落ち込みが世界経済の規模を小さくしているようです。

我が国でも外需依存の高い有数の企業は、生き残りのため、繰々と生産調整、雇用調整に取り組み、その対応があまりにも急激であったため、大きな社会問題となっています。

企業行動が社会に与える影響は大きく、現代の企業はその社会的責任を十分踏まえた節度ある行動が要請されるのではないでしょうか。

また、我々消費者も将来不安、雇用不安から、生活防衛の手段として買い控え等サイフのヒモはかたくなっているようです。昨今の報道には、生産、消費共に総崩れの見出しも踊っています。

たしかに、個々のレベルでの企業の存続のためのリストラは有効な手段の一つではあります。また、各家計における節約も同様です。しかしながら、企業個々あるいは生活者としての個々人が一時的に現状をしげたようでも、需要はますます小さくなり全体として状況は悪くなるのではないかでしょうか。それぞれの存立を目的として努力すればするほど全体としては悪い方向に行く気がしてならないのです。今般の事態に、企業及び我々がこぞって需要を減退させる方向での行動を取ることで、需要縮小による景気下押しの悪循環は避けたいものです。

そもそも企業の存立は社会のニーズに依拠しているのであって、企業は社会生活に必要な財やサービスを生み出すことで利潤を得、その意味で公器としての社会的意義をもつものです。そのことから、企業の役割と責任は大きいものがあります。

つい最近まで最高益が続き、ある一定の内部留保資金を確保した企業が、可能な限り雇用責任を果たし、内需のマーケットから除外されようとしている労働者の雇用を保障することは、外需の落ち込みを補い、外需頼みの我国経済から内需への転換を図る契機にもなるのです。考

えられるあらゆる手立てで雇用の維持を図るよう、企業のより一層の努力を期待し、我々消費者も、懸命に取り組んでいる企業を応援したいものです。

我々は、我々の消費が、これら企業を支え、ひいては雇用の確保につながることを認識し、逆説的に聞こえるかもしれないが、不況だからこそ消費することが重要なのです。今こそ家計の許す範囲でチョットゼイタクしようではありませんか。（県産品を中心）

一方、人手不足、担手不足で悩んでいる福祉、農業の分野への労働者のスムースな移転（雇用の場の確保のみならず、産業構造のバランスも良くなるものと思う）を図るべく就労環境の改善支援や、仕組み創りは、喫緊の課題であります。

政治や行政の役割は大きいものがあります。

アメリカでは新大統領がグリーンニューディルを政策の一つに掲げて環境を重視した仕事創り、経済立て直しを考えているようです。この分野は我国の得意分野であり、ハイブリット車、海水淡水化、太陽光発電等を始めとする環境技術は世界水準を抜いているようです。この分野での競争は、地球温暖化防止にもつながり、地球の環境負荷を低減することにもなるのです。

また、できるだけ良好な地球環境を維持することは、後世に対する我々の義務であります。官民あげて戦略的取り組みをすべき分野であり、大きな可能性を秘めた分野でもあるように思われます。

現状に浮き足立つことはないのです。我々には、勤勉な国民性と、1500兆円の国民個人資産があるのですから。

最後に、労働委員会についてひと言ご紹介します。労使間で紛争が起こり、自主的な解決が困難になった場合、双方の主張を調整し解決するための援助を行う「あっせん」は、労働委員会の主な業務のひとつです。公平な第三者機関として、紛争の迅速かつ的確な解決のため助力しますので、お気軽にご利用ください。

平成20年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況

平均妥結額 475,679円 平均要求額 595,860円

◇ 県雇用労政課では、県内の平成20年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況調査の結果をまとめた。

この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業181社を対象に、平成20年12月31日時点での要求・妥結状況を集計したものである。

◇ 今回の調査では、163社から回答が得られ、要求・交渉のあった127社のうち、妥結に至った企業は125社で、妥結率は98.4%となっている。

◇ 平均妥結額は475,679円で、平均要求額は595,860円となっている。

ベース平均賃金239,002円に対し、年末一時金妥結額は1.99月分となっている。

これを前年と比較すると、要求額で28,710円減、妥結額では13,286円減となっている。

なお、前年の妥結額が分かり、かつ本年の妥結額も把握できた企業の比較で見ると、前年の妥結額488,957円に対し、本年は478,929円で、金額で10,028円、率で2.1%の減少となった。

◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「石油・石炭製品製造業（770,388円）」、「情報通信業（767,196円）」、「教育、学習支援業、医療、福祉（666,473円）」などの順となっている。

逆に低い産業は「建設業（320,053円）」、「宿泊業、飲食サービス業（320,746円）」、「運輸業、郵便業（368,569円）」などの順となっている。

平成20年 年末一時金要求・妥結状況（企業規模1,000人未満）
(平成20年12月31日現在)

事 項 産 業 区 分	集計対象全企業の妥結状況				前年妥結額把握企業の妥結状況		
	集計対象全企業数 社	ベース 平均賃金 円	妥結額 円	要求額 円	左のうち前 年も妥結し た企業数 社	本年の 妥結額 円	前年の 妥結額 円
全産業計	125	239,002	475,679	595,860	121	478,929	488,957
製造業計	29	234,932	492,325	591,792	27	504,594	519,396
食 料 品 ・ た ば こ	20	230,167	495,310	583,221	18	514,046	524,260
繊 維 工 業	1	×	×	×	1	×	×
化 学	3	231,577	456,183	543,710	3	456,183	428,811
石 油 ・ 石 炭 製 品	2	370,789	770,388	877,821	2	770,388	829,444
窯 業 ・ 土 石 製 品	1	×	×	×	1	×	×
鉄 鋼	1	×	×	×	1	×	×
金 属 製 品	1	×	×	×	1	×	×
建 設 業	7	216,579	320,053	440,159	7	320,053	368,744
電 気・ガス・熱供給・水道業	7	242,542	574,814	647,781	7	574,814	575,129
情 報 通 信 業	8	320,721	767,196	1,028,294	8	767,196	804,449
運 輸 業 ・ 郵 便 業	31	229,328	368,569	574,429	31	368,569	362,874
卸 売 ・ 小 売 業	20	220,254	489,125	515,572	20	489,125	488,798
金融・保険業、不動産業	7	262,822	608,913	622,933	6	611,256	631,961
宿泊業、飲食サービス業	8	211,116	320,746	350,012	7	329,254	342,706
教育、学習支援業、医療	4	290,049	666,473	865,399	4	666,473	677,078
複合サービス業、サービス業	4	269,868	519,594	684,408	4	519,594	543,336

1、数値は単純平均である。

2、×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

「平成20年度ワーク・ライフ・バランスセミナー」開催される

労働時間の短縮を含めた仕事と生活の調和の実現を目的に、1月23日、沖縄都ホテルにてワーク・ライフ・バランス（WLB=仕事と生活の調和）セミナー（主催・沖縄県、(財)21世紀職業財団沖縄事務所）を開催しました。

○講演「成長する企業とワーク・ライフ・バランス」

（株）富士通総研経済研究所 主任研究員 渥美由喜 氏

最初に講師の渥美氏は、大企業から中小企業に転職したご自身の経験を例に、給料は下がったものの「働きやすさ」を実感し、働きやすい職場では、やる気も出て、成果は上がると痛感したことを話しました。さらに、昨年は育児休業を取得し、復帰後も育児にも積極的に関わり、保育所の送り迎えを担当する等、仕事に投入できる時間は減ったが、時間制約のあるなかで、業務効率は格段向上し、育休を経験したことで、マルチ業務遂行力やリスク管理能力が高まったこと等を説明しました。



その上で、WLBをめぐる3つの通説の誤りを指摘し、「①子育てをしている人にはいいが他の従業員にはメリットはないという考え方は誤りで、育休の取りやすい会社は来る介護ラッシュにも対応できる。②中小企業だと導入しにくいイメージがあるが、中小企業の方が柔軟に対応できる面もある。③WLBはコストがかかってメリットが少ないと企業から敬遠されるが、WLBを導入すれば従業員はやる気を出し、仕事の質も高まるので、企業業績は上がる。ハイリターン投資である。」という考え方を調査結果を基に示しました。



そして、「WLBは企業にとっては大きく成長する一つのきっかけであり、しつこく服用することで大きな差が出る漢方薬のようなもの、いかに従業員が効率的な仕事の仕方を工夫するか、職場全体で工夫するか、気づきのきっかけとなる。そこに取り組む企業はまだまだ不況の中でも成長できる。」と話し、講演を締めくくりました。

○沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証書交付式

従業員等のワーク・ライフ・バランスを実現する多様な働き方の整備に積極的に取り組む企業を認証し、県がPRする「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業」として新たに次の3社を認証しました。取組内容は下記のとおりです。



NECソフト沖縄株式会社（従業員数：228名）

☆小学校3年修了までの子を養育する社員を育児短時間勤務制度の対象。
☆全社員をフレックスタイム制度の対象。

アクシーズ株式会社（従業員数：79名）

☆年次有給休暇及び子の看護休暇について半日又は時間単位での取得が可能。
☆女性社員の育児休業取得率100%

社会福祉法人まつみ福祉会（従業員数：249名）

☆事業所内託児施設の設置、ノー残業デーの設定。
☆女性社員の育休取得率100%



平成20年度沖縄型ジョブシャドウイングモデル事業実施状況

「みんなでグッジョブ運動」の一環として、昨年度高校2校でスタートしたジョブシャドウイングは、今年度、各地域への普及を目指し離島を含む高校6校で実施したほか、本県で始めて小学校や中学校にも導入しました。その内容は以下の通りです。

ジョブシャドウイングとは？

就業意識を高めるキャリア教育の一種で、働く大人に影のように寄り添い、その働きぶりをじっくりと「観察」することで、生徒たちが仕事への理解を深め将来の進路や就職を考えるきっかけ作りを提供するものです。

仕事を体験させるインターンシップと違い、企業にいる時間が2時間程度であることやあらかじめ生徒の仕事を準備する必要がなく、企業側や学校側の負担が少ないなどのメリットがあります。

ジョブシャドウイングの目的

- ★仕事の楽しさ・意義を理解する
- ★仕事や職種に関する知識を身につけるとともに、選択肢を広げて自己啓発を促す
- ★発達段階に応じたキャリア教育として、インターンシップ等との組み合わせにより相乗効果を高めるなど

今年度の実施状況

2008年度 ジョブシャドウイング実績報告

学校	対象学年・コース	予定生徒数	参加生徒数	実施日	曜日	実施企業名	メンター数
小学校	垣花小学校 5年1組	5年1組22人 (男子13人 女子9人)	22人	2008年12月3日	Wed	沖縄都市モノレール(1組)	15人
	5年2組	21人	21人	2008年12月4日	Thu	沖縄都市モノレール(2組)	15人
中学校	興南中学校 1学年選抜	1年生114人中 選抜30人 (男子12人 女子18人)	27人	2009年1月27日	Tue	沖縄電力	29人
高校	浦添商業高校 国際観光科 2年7組	2年7組38人 (女子38人)	38人	2008年11月27日	Thu	ワタベウェディング コンベンションピューロー ¹ コンベンションセンター(宜野湾) ホテルバームロイヤルナハ	10人 12人 12人 4人
	美里高校 1学年選抜 (7クラスから公募) *1クラスあたり3~4名	1年生278人 選抜20人 (男子10人 女子10人)	19人			東京第一ホテル	20人
	真和志高校 クリエイティブアーソースコース 1年1組	1年1組39人 (男子5人 女子34人)	35人			琉球新報社 南風原印刷団地(8社)* Q A B 前田産業(ホテルマハイナ) 農業研究センター名護支場 海洋博覧会記念公園管理財團	10人 19人 10人 7人 10人 19人
	北部農林高校 熱帯農業科 2年A組(1クラス) 1年次にキャリア教育済 2年次インターナショナル(9月)	2年A組37人 (男子35人 女子2人)	37人			宮古テレビ C & Tモバイルサポート パラダイスプラン(雪塙)	7人 8人 5人
	伊良部高校 2年2組 2年次インターナショナル(11月)	2年2組22人 (男子10人 女子12人)	21人	2009年2月13日	Fri		
	八重山商工高校 商業科観光コース 1年2組(1クラス)	1年2組19人 (男子1人 女子18人)	19人	2009年2月24日	Tue	石垣全日空ホテル&リゾート	11人
	合 計	239人					223人

*南風原印刷団地8社の企業名 光文堂印刷株式会社・有限会社サン印刷・福山商事株式会社・沖縄高速印刷株式会社
有限会社うるま印刷・グローバル企画印刷株式会社・沖縄印刷協同組合・沖縄製本株式会社

☆上記の実施報告書は、みんなでグッジョブ運動のホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/job/>)に掲載予定。

☆平成21年度についても引き続き実施しますので、実施を希望される学校、企業の皆様は下記までご連絡ください。

お問い合わせ先：県産業政策課雇用創出戦略スタッフ室 (TEL: 098-866-2324)

「沖縄県雇用再生特別事業基金」及び 「沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金」の創設について

国の平成20年度第2次補正により創設された「ふるさと雇用再生特別事業交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を受けて、県では「沖縄県雇用再生特別事業基金」及び「沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を設置いたしました。

これらの基金を活用し、県及び各市町村では、平成21年度から平成23年度までの3年間にわたり県内における雇用・就業の機会を提供する以下の事業を実施します。

個別の事業内容については沖縄県及び市町村の各事業課に、本基金制度全般については沖縄県観光商工部雇用労政課にお問い合わせください。

＜各基金を活用する事業の主な要件＞

	雇用再生特別事業	緊急雇用創出事業
目的	県内における雇用機会の創出	緊急かつ臨時の雇用及び就業機会の創出・提供
基本的条件	・失業者からの新規雇用が発生すること ・地域内のニーズがあること ・県又は市町村が企画した新たな事業であること	
実施主体	県又は市町村	
事業実施方法	県又は市町村の委託による事業として実施	委託のほか、県又は市町村の直接実施
雇用期間	原則として1年以上	6ヶ月未満
委託終了後の新規雇用者	継続雇用の見込みがあることが条件	継続雇用の条件なし
人件費条件	事業費に占める新規雇用失業者的人件費1/2以上	事業費に占める人件費の割合が7割以上かつ事業従事者数に占める新規雇用失業者数の割合が3/4以上

● 基金制度全般についてのお問い合わせ ●

沖縄県観光商工部雇用労政課

TEL: 098-866-2366

FAX: 098-866-2355

試験**平成21年度前期技能検定受検案内**

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成21年度前期技能検定を下記のとおり実施します。

項目	試験日程
受検受付	平成21年4月2日(木)から4月15日(水)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 TEL 098(862)4278 FAX 098(866)4964 http://www.oki-vada.or.jp
実技試験 問題公表 実施	平成21年6月1日(月) 平成21年6月8日(月)から9月13日(日)まで
学科試験	平成21年7月26日(日)、8月23日(日)、8月30日(日)、 9月2日(水)、9月6日(日)
合格発表	平成21年8月28日(金) ★写真を除く3級職種が対象 平成21年10月2日(金)

実施職種

1. 1・2級 (26職種37作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
機械加工	普通旋盤作業		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		シーリング防水工事作業
	ダクト板金作業		F R P 防水工事作業
工場板金	打出し板金作業	内装仕上げ	プラスチック系床仕上げ工事作業
電気機器	配電盤・制御盤	施工	鋼製下地工事作業
組立て	組立て作業		ボード仕上げ工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
家具製作	家具手加工作業	表装	壁装作業
	いす張り作業		建築塗装作業
建具製作	木製建具手加工作業	塗装	金属塗装作業
印刷刷	オフセット印刷作業	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ
石材施工	石張り作業	写真	肖像写真銀塩作業
	石積み作業		肖像写真デジタル作業
とび	とび作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
左官	左官作業		
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業		

※肖像写真作業の1級は休止となっています。

2. 単一等級 (3職種3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
産業洗浄	高圧洗浄作業	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーク工事作業
塗料調色	調色作業		

※産業洗浄は学科試験のみ実施。

3. 3級 (8職種10作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	とび	とび作業
造園	造園工事作業	左官	左官作業
機械加工	普通旋盤作業	写真	肖像写真作業
	フライス盤作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
		マシニングセンタ作業	
		機械保全	電気系保全作業

募集**「平成21年度前期技能五輪沖縄県予選大会」
参加希望選手募集！**

受付期間：平成21年4月2日(木)～4月15日(水)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う技能五輪全国大会（平成21年10月予定）の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。

1. 競技職種

- | | |
|---------|--------------|
| 普通旋盤作業 | 木製建具手加工作業 |
| タイル張り作業 | 婦人子供注文服製作作業 |
| 左官作業 | 広告面ペイント仕上げ作業 |
| 家具手加工作業 | フラワー装飾作業 |



第46回技能五輪全国大会
(フラワー装飾作業)

2. 競技日程

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 競技課題公表 | 平成21年6月1日(月) |
| 競技日 | 平成21年6月8日(月)から9月13日(日)まで |
| ※期間中で競技ごとに定められた日 | |

3. 参加資格

学歴、実務経験年数の制限はなく昭和61年1月1日以降に生まれた者（23歳以下）

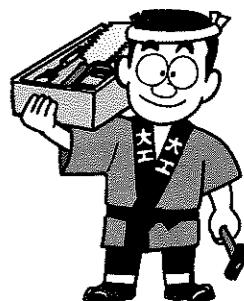
4. 選抜の方法

技能五輪沖縄県予選はその職種の2級技能検定実技試験の際、これと同じ問題によって競技を行います。

5. 参加手数料 16,500円

6. 申込み・問い合わせ先

- 沖縄県職業能力開発協会
〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号
TEL 098(862)4278 FAX 098(866)4964
<http://www.oki-vada.or.jp>



社長さんも社員さんも喜ぶ! 助成金活用法

その1
両立編

両立支援レベルアップ助成金のご案内

せっかく育てた社員が子育てで仕事を続けられないとしたら…こんなもったいない話はありません。

子供の誕生から小学校3年生まで、子育ての様々な状況に合わせて
両立を支援する各種助成金をご活用ください。例えば次のような場合…

CASE 1

育児休業の申し出があったとき
◆代替要員を確保して乗り切ろう
とお考えなら
↓

◆代替要員確保コース
育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を現職等に復帰させたとき
10万円~50万円を支給

CASE 2

育児のために勤務時間を短くしたいと相談されたとき
◆小学校3年生までが対象
↓

◆子育て期の短時間勤務支援コース
小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者がいたら
10万円~50万円を支給

CASE 3

保育所の費用が大変なんと言われたとき
◆月々保育料を補助すると
↓

◆ベビーシッター費用等補助コース
労働者が支払う保育料(ベビーシッター料)等の補助を行ったとき
事業主負担額の $\frac{1}{3}$ ~ $\frac{3}{4}$ を支給

(受給できる金額は、企業規模その他の要件で異なります。)

Special

◆中小企業子育て支援助成金

育児休業取得者、短時間勤務利用者のいずれかの対象者が初めて出た企業に支給される助成金です。
平成21年2月6日より人数・金額等が拡充されました。支給要件・金額等詳しくはお問合せください。

その2
パート編

パートタイマー均衡待遇推進助成金のご案内

雇用者の3分の1が非正社員の時代。社員と同じように一生懸命頑張っているパートさんも
会社の大切な人財。パートさんのやる気をひきだし、会社も元気になるための助成金を
6通りのメニューでご用意しています。

CASE 1

何年働いても、責任ある仕事をしても新しく入ったパートと同じ?

CASE 2

フルタイムで働けるようになったので正社員で働きたい!もっと頑張りたい

CASE 3

働くには健康が第一。私たちにも定期健診を受けさせて!

支給対象メニュー	支給額※
①正社員と共に待遇制度の導入	50万円
②パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入	30万円
③正社員への転換制度の導入	30万円
④短時間正社員制度の導入	30万円
⑤教育訓練制度の導入	30万円
⑥健康診断制度の導入	30万円

(※2回に分けて支給。中小企業の場合はH20.11.28以降
制度導入した場合は第2回支給時に10万円加算あり)

お問合せはお気軽に

財団法人 21世紀職業財団 沖縄事務所 那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル5F
TEL 098-869-9076 FAX 098-866-7789 <http://www.jiwe.or.jp>

「核世代再チャレンジ雇用奨励金事業」 活用事業所募集中!!

ハローワークに常用雇用の求人申込を行っている事業主の皆さん、是非活用下さい!

ハローワークが紹介する40歳以上44歳以下(「核世代」)の求職者を短期間(原則3か月)試行的に雇用した場合、事業主に奨励金を支給します。

この事業は、対象労働者と事業主の相互理解を深め、常用雇用への移行を支援する制度です。
例えば・・・○試験や履歴書、面接だけで判断しても不安…
○業務の遂行能力はあるのか?
○就業規則等は守れるのか?など

【奨励金の支給】

対象労働者1人につき、月額5万円の奨励金を最大3か月支給します

【お問い合わせ先】

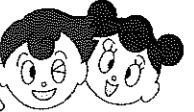
(財)雇用開発推進機構 TEL:098-859-6140 FAX:098-859-6220

URL: <http://www.empact.or.jp>

※この奨励金事業は、沖縄県の委託事業です。

中小企業の皆様!

中退共で退職金の準備を始めませんか?



中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

●適格退職年金制度からの移行先です

適年解約事業所の約半数が中退共に移行しています

●掛金の一部を国が助成します

中退共制度に新しく加入する事業主に掛金月額の1/2(従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月目から1年間助成します

●掛金は全額非課税です

掛金は、法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費となります

●管理が簡単です

従業員ごとの納付状況、退職金試算額等を事業主にお知らせいたしますので退職金の管理が簡単です

●掛金以外の経費がかかりません

事務手数料・管理費等は一切不要です

【お問い合わせ先】

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6

TEL(03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400

●くわしくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

寄稿

沖縄労働局労働基準部監督課

仕事と生活の調和について

仕事と生活の調和の実現については、国に求められる役割として国民の理解や政労使の合意形成を促進すること等があります。このため、沖縄労働局内に労使をはじめとして地方公共団体、学識経験者等から構成された「沖縄の仕事と生活の調和推進会議」（議長 屋良秀夫沖縄職業能力開発大学校長）から、沖縄県内の労働環境に合った仕事と生活のあり方についての提言が、平成21年1月29日に沖縄労働局長に対して行われました。

提言の内容は、①働き方の弾力化②育児等の支援（キャリア継続支援）③非正規労働者の正規化（キャリアの蓄積向上による職業能力・生産性向上）の3項目です。

提言を受けた沖縄労働局では、シンポジウムなどや広報を通して県民に周知、啓発を実施していきます。

労働基準法における管理監督者の範囲の適正化のために

「管理職だから残業代は必要ない？」 「管理職はみんな『管理監督者』？」

よく言われることですが、会社内で管理職としての地位のある労働者でも、労働基準法上の「管理監督者」に当たらない場合があります。例えば、会社では「店長」を管理職と位置づけていても、実際に労働基準法上の「管理監督者」に係る判断基準からみて、十分な権限もなく、相応の待遇等も与えられていないと判断される場合には「管理監督者」に当たらず、残業手当を支払わなければなりません（支払わないと賃金不払残業になります。）。

また、「管理者」であっても、労働基準法により保護される労働者に変わりはなく、労働時間の規定が適用されないからといって、何時間働いても構わないということではなく、健康を害するような長時間労働をさせてはいけません。

「管理監督者」については、肩書きや職位ではなく、その労働者の立場や権限を踏まえて実態から判断する必要があります。その判断のための分かりやすいパンフレット「労働基準法における管理監督者の範囲の適正化のために」を、労働局並びに労働基準監督署に多数用意していますのでご活用下さい。

事業主の皆様へ

次世代育成支援対策推進法が改正されます

改正法のポイント

1. 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

(平成21年4月1日施行)

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、従業員101人以上の企業は義務（※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務）、100人以下の企業は努力義務となります。

2. 行動計画の届出義務企業の拡大（従業員101人以上企業へ）

(平成23年4月1日施行)

一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け範囲が、従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。

◇ 一般事業主行動計画の届出及び照会先 ◇

沖縄労働局雇用均等室 TEL(098)868-4380

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階)



重要なお知らせ!!

**平成21年度から
年度更新の申告・納付時期が変わります**

平成20年度まで
4/1～5/20

平成21年度から
6/1～7/10

- 平成21年度から、年度更新の手続きは**6月1日**から**7月10日**までの間に行なっていただくことになります。

年度更新とは

労働保険は、毎保険年度（毎年4月1日から翌年の3月31日まで）毎に、その年度の保険料をあらかじめ概算で申告・納付し、年度末に賃金総額が確定したところで精算するものです。

そこで、前年度に申告した概算保険料の精算（**平成20年度の確定保険料**）と新年度の概算保険料（**平成21年度の概算保険料**）の申告・納付が必要となります。

これらの手続きを同時に行なうことを「**年度更新**」といいます。

この「**年度更新**」の手続きは、年度途中の事業終了後、確定申告がまだの場合や、賃金支払い・元請工事のない場合等であっても必ず行ってください。

労働保険保険料の算定方法は従来どおりです。

（保険関係が成立した日からその年度の末日までに支払う賃金の見込額に保険料率を乗じて得た額となります。）

（算定期間）

平成20年度確定保険料 → 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

平成21年度概算保険料 → 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

一般拠出金 → 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

労働保険料の納付期限

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第1期(初期)
期間	4/1～7/31	8/1～11/30	12/1～3/31	成立した日～11/30	12/1～3/31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日

- 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。
- 年度更新時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続きの準備はお早めにお願いします。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
(以下「改正石綿救済法」といいます。)が平成20年12月1日より施行されました。
この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

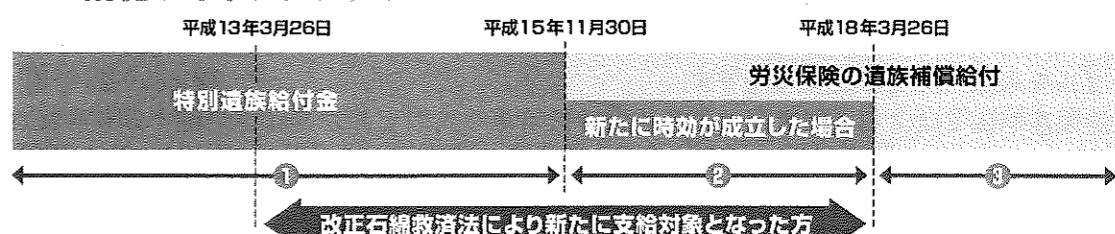
①特別遺族給付金の請求期限の延長

平成24年3月27日までに延長されました。

②特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 平成18年3月26日までに亡くなった労働者(又は特別加入者。以下同じ。)のご遺族の方^(注)へと拡大されました。
(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

(2) 以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付が異なります。



① 平成15年11月30日までに亡くなった場合

● 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

② 平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

● 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続を行なってください。

● ただし、改正石綿救済法の施行日(平成20年12月1日)以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

③ 平成18年3月27日以降に亡くなった場合

● 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続を行なってください。

★請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

*中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合(1年未満)や、カルテやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付(環境保全再生機構から給付)についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html>

☆救済給付の手続は、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行なっています。
【お問い合わせ】 ☎ 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からぬ場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時にすることも可能です。

就業規則の意義と作成について

●相談内容●

私の会社は、従業員が20人いますが、入社時に賃金額、勤務時間などの労働条件等を各自に提示するのみで、社内全体としての決まりがありません。入社当初は問題がなかったのですが、月日が経過するに従い、提示された内容もあいまいになっているよう、このままだと知らない間に労働条件が変わらぬかと心配です。

回答

パートタイマーを含め常時10人以上の労働者を使用している使用者は、労働条件等を定めた就業規則を作成しなければなりません。また、従業員の採用時には就業規則の内容を織り込んだ労働条件通知書を交付しきればならない扱いです。事業主に社内の就業規則の有無を確認し、もし、作成していない場合は、他の従業員と相談し、早急に作成を求めて下さい。

●参考●

1、就業規則は、労働時間や賃金等の労働条件や職場の服務規律などを定め、文書にしたもので、就業規則を定め、守ってこそ従業員が安心して働くことができ、また、労使間の無用なトラブルを未然に防ぐことも可能です。

2、労働基準法では、パートタイマー等を含め常時10人以上の従業員を使用する事業場は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出ることを義務付けています。また、その内容としては、必ず記載しなければならない絶対的必要記載事項と使用者が定める場合に記載しなければならない相対的必要記載事項があります。（労基法第89条）

なお、従業員10人未満の事業場でも、就業規則を作成整備することが望まれます。

3、絶対的必要記載事項

①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて交替で就業させる場合の就業時転換

②賃金の決定・計算・支払方法・賃金の締切及び支払の時期・昇給（臨時の賃金を除く）

③退職の事由（解雇を含む）とその手続等。

4、相対的必要記載事項

①退職手当の適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払の方法、支払の時期。②臨時の賃金（賞与、退職金を除く）等及び最低賃金額。③食費、作業用品その他の労働者負担。④安全衛生⑤職業訓練⑥災害補償及び業務外の傷病扶助。⑦表彰及び制裁の種類程度⑦その他事業場のすべての労働者に適用される定めをする場合はそれに関する規定をすること。以上のほか任意に規定する事項もあります。

5、就業規則は、その内容が法令及び労働協約に反してはならず、いずれかに反する就業規則は、その部分については無効となる。（労基法第92条第1項）

6、使用者は就業規則を以下の方法等で労働者に周知しなければなりません。

①常時各事業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。②書面を労働者に交付すること。③その他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。（労基法第106条第1項）

7、就業規則の作成又は変更について

使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならぬ。（労基法第90条第1項）

平成20年取扱事件の概況について

今回は、平成20年に当委員会で取り扱った事件（不当労働行為事件、あっせん事件及び個別あっせん事件）の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成20年に取り扱った不当労働行為事件は4件で、そのうち2件が命令発出（一部救済）及び取下げで終結し、他の2件については平成21年へ繰り越しとなっています。審査の実施状況については、下記のとおりです。

No	事件番号 及び事件名	申立事項	申立年月日	終結状況	調査回数	審問回数	審査期間の日数
			終結年月日				
1	平成19年（不） 第2号沖縄県立芸術大学事件	①不利益取扱い ②団体交渉応諾	H19. 6. 12	命令 (一部救済)	5	3	445
			H20. 8. 29				
2	平成20年（不） 第1号南星運輸代行（有）事件	①不利益取扱い ②団体交渉応諾 ③支配介入の禁止	H20. 5. 23	取下げ	2	0	146
			H20. 10. 15				
3	平成20年（不）第2号 (株)宮古朝日新聞社外1社事件	①団体交渉応諾 ②支配介入の禁止	H20. 6. 20	次年 縁越	4	—	係属中
			—				
4	平成20年（不）第3号 豊見城市事件	①団体交渉応諾	H20. 7. 23	次年 縁越	3	—	係属中
			—				

2 労働争議の調整

平成20年に取り扱った調整（あっせん）事件の8件で、すべて労働組合からの申請となっており、解雇や配置転換、団体交渉促進を調整事項とするケースが多くなっています。

調整事項は下記表(2)、業種別申請件数は表(3)のとおりです。

(1) 取扱件数

係属性件数			終結状況						次年 縁越
前年 縁越	新規 申請	計	解決	打切	取下	計	平均調整回数	平均所要日数	
1	7	8	3	4	1	8	2.1	54	42.9

注) 各平均は、年内に終結した事件（あっせん員指名前に取下げられた事件を除く）の平均値
解決率は、解決件数÷取下げを除く終結件数×100

(2) 調整事項別件数（新規申請分）

組合承認 組合活動	協約効力 解釈	賃金等 一時金	経営又は人事 解雇	団交 促進	その他
1	2	2	3	3	1

注) 申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数（新規申請分）

情報通信業	運輸業	医療・福祉	サービス業	公務	計
1	2	2	1	2	7

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成20年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は4件で、すべて労働者からの申請となっています。業種は建設業が2件、サービス業及び公務が1件ずつとなっており、あっせん申請事項は解雇や配置転換、退職に関するものとなっています。

また、終結状況としては解決・打切り・不開始がそれぞれ1件ずつで、残り1件は平成21年へ繰り越しとなっており、不開始となった事件を除いた、2件の平均所要日数は40日となっています。

☆事務局から一言☆

労働委員会の手続は無料です。お気軽にご利用ください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）TEL：098-866-2551
ホームページ：インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数	一般職業紹介状況			消費者物価指数			
	一般労働者		パートタイム労働者			有効		就職件数	H17=100			
	全国	沖縄県	全国	沖縄県		求職者数	求人数		那覇市	全国		
平成10年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
11年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	103.4	103.3
12年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
13年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
14年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
15年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
16年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
17年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
18年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
19年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
20年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7
20年 1月	32,912	273,276	11,665	92,790	45	7.0	28,673	11,966	0.42	1,970	101.0	100.7
2月	32,922	274,180	11,582	95,066	45	7.1	29,744	13,141	0.44	2,590	101.0	100.5
3月	32,834	268,514	11,520	89,257	44	7.0	30,892	13,726	0.44	2,779	101.7	101.0
4月	33,395	279,553	11,504	91,691	41	6.5	32,867	12,914	0.39	2,737	101.2	100.9
5月	33,422	280,352	11,627	91,415	49	7.6	32,269	12,270	0.38	2,372	102.1	101.7
6月	33,391	278,910	11,734	96,065	55	8.4	31,639	11,715	0.37	2,101	102.4	102.2
7月	33,393	282,733	11,798	91,676	53	7.9	31,407	11,723	0.37	2,207	103.1	102.4
8月	33,335	282,763	11,799	87,846	49	7.4	30,575	11,051	0.36	1,877	103.4	102.7
9月	33,280	282,422	11,847	91,362	47	7.2	30,727	10,883	0.35	2,160	103.4	102.7
10月	33,251	280,956	11,876	92,465	52	8.0	31,636	10,988	0.35	2,315	103.1	102.6
11月	33,245	280,903	11,929	95,235	51	7.7	30,195	9,740	0.32	1,617	102.3	101.7
12月	33,217	282,736	11,972	92,245	48	7.2	28,851	8,770	0.30	1,409	102.3	101.3
資料出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課			

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
20年 1月	142.9	147.7	130.1	139.1	12.8	8.6	313,444	246,522	299,175	246,346	14,269	176
2月	154.2	150.2	140.8	142.1	13.4	8.1	306,545	253,428	301,697	246,621	4,848	6,807
3月	153.9	153.5	140.0	144.4	13.9	9.1	321,390	255,087	303,184	250,609	18,206	4,478
4月	158.3	157.6	144.6	149.8	13.7	7.8	314,347	256,665	305,279	251,481	9,068	5,184
5月	150.8	151.4	138.0	143.1	12.8	8.3	310,063	247,979	299,815	246,705	10,248	1,274
6月	157.1	154.3	144.4	146.5	12.7	7.8	578,170	441,080	300,856	247,673	277,314	193,407
7月	159.2	155.5	146.3	147.6	12.9	7.9	441,373	318,554	301,144	247,972	140,229	70,582
8月	148.1	149.6	135.8	141.4	12.3	8.2	312,883	258,412	299,333	247,675	13,550	10,737
9月	152.0	151.5	139.3	144.0	12.7	7.5	303,940	246,717	299,625	245,990	4,315	727</td